**例示4**

（バイド－ル適用）

 契 約 書

　×××××(以下「甲」という。)と×××××(以下「乙」という。)は、甲が国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「丙」という。)との新技術開発委託契約（令和　年　月　日付けによる。以下「原契約」という。）に基づいて実施する「(課 題 名)」の開発に関する設備のうち、××××××××(以下「装置」という。)の購入に関し、次のとおり契約を締結する。

(装置の発注)

第１条 甲は乙に装置を発注し、乙は甲の指定する場所に納入するものとする。

装置の仕様は別紙装置仕様書及び打合せのとおりとする。

(引渡の時期)

第２条 乙は、本契約に基づき装置を令和 年 月 日までに引渡しを行うものと

する。

(代 価)

第３条 装置の価格は 円とする。ただし、仕様の追加、変更等による増

減については、甲・乙別途協議を行うものとする。

(支払条件)

第４条 甲は、乙に対し、前条に規定する装置の代価を次の方法で現金で支払う

ものとする。

(実施の責任)

第５条 乙は第１条に規定する装置の設計、製作、据付、運転、改造、資料の整

備、納期遵守等について一切の責を負う。

 甲は乙の実施に対し協力をする。

(検 収)

第６条 装置が完成した場合、別に定める検収基準により検収試験を行う。試験

に合格した時を以って検収とする。

(保 証)

第７条 装置の引渡し完了後 年以内に、甲の責に帰することのできない事由

により障害が発生した場合には、乙はすみやかに無償で修理を行う。

 甲の責に帰すべき事由による場合は、甲は乙に実費を支払う。

(知的財産権の帰属)

第８条 甲又は乙が装置に関連して新規な発明、考案を行った場合、その発明、

考案に係る知的財産権(知的財産権を受ける権利を含む。)については、その都度甲及び乙が協議して決定する。

 ２．甲は、前項の知的財産権に関し、丙に対して原契約第１４から第１６条に基づく義務等を誠実に履行する。

(秘密保持)

第９条 甲及び乙は、本契約により生じた成果(ノウハウ情報及び資料)の秘密保持に努め、相手方の同意なく第三者に供与又は公表してはならない。

(丙との契約)

第10条 第８条に規定する知的財産権を除くノウハウ等について甲は丙に対し、その取扱い並びにこの契約に記載のない事項についても、原契約の規定を準用し義務を負うものとする。

 (疑 義)

第11条 この契約の内容に疑義を生じた場合、又は契約に記載のない事項につ

いては、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(契約の期間)

第12条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から本技術の開発終了の日までと

する。

 この契約を証するため、契約書２通を作成し、甲、乙、各１通保管するものとする。

 令和 年　月　日

 甲（委託企業）

 乙（購入先）